

広島県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市倉橋町字木長二〇九八一番一地从先から 呉市倉橋町字木長二〇九六五番一地从先まで			八・〇〇〇 三〇・三〇〇	一八五・四〇〇	
			一二・〇〇〇 六四・七 六	一六〇・〇〇〇	拡幅